

ダメ 横流し

飼料用米を主食用米として
販売することは法律違反です！

横流し等の不適正な流通に対する措置

- 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金の返還
- 事業者名と違反事実の公表
- 一定期間、飼料用米等の新規需要米や加工用米の取組を認めない
- 食糧法により、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる場合があります。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

食糧法の遵守事項等

飼料用米等は定められた用途に販売

- 飼料用米等の用途限定米穀は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

違反行為

- 飼料用米を主食用へ横流し
- 主食用米や主食用米の「ふるい下米」を飼料用米等にかさ増しして出荷し、交付金を申請 など

保管時の措置

- 用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米）を保管するときは、用途ごとに別棟、又は別はいで保管し、その用途を明記した「はい票せん」を掲示してください。

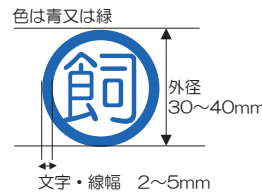
はい票せん(例)

用途 飼料用米

種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稲うるち	〇	〇〇	まっしぐら	合格	カミ	30kg
年月日	適用	受入	払出	在庫		
28.10.10	期首			100		
28.10.15	△△太郎		50	50		

出荷販売時の措置

- 用途限定米穀（飼料用米、米粉用米、加工用米）を販売するときは、**包装等に用途を表示**してください。



円の中の文字は、飼料用米は「飼」、加工用米は「加」、米粉用米は「粉」とする

記録作成・産地伝達（米トレーサビリティ法）

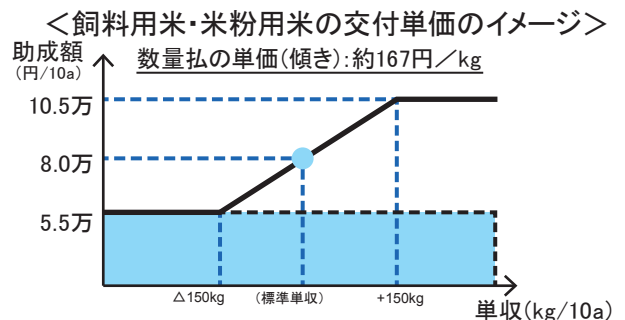
- 米（ふるい下米含む）、種もみを取引又は搬出入したときは、**産地を含めその記録を作成**（出荷・販売伝票等）し、3年間**保存**してください。また、米穀（非主食用除く）を出荷・販売する際は、容器・包装又は送り状等に**産地を記載**して伝達してください。

飼料用米・米粉用米の交付金

- 飼料用米、米粉用米は、出荷数量に応じて交付金が支払われます。数量確認のため農産物検査を受ける必要があります。

収量に応じ **5.5万円～10.5万円**

注：標準単収は、市町村が当該地域に応じて定める単収（配分単収）で、当年秋の作柄により調整されます。



区分管理方式について

- 区分管理方式とは、**ほ場を特定**し、主食用米と明確に区分して生産、収穫、乾燥・調製を行う方式で、収穫された時点で「ふるい下米」を含む全量が用途限定米穀となり、**全量を出荷**しなければなりません。

お問い合わせ先

青森県 農林水産部農産園芸課

東北農政局 青森県拠点（東青・中南・西北・下北地域の方）

青森県拠点八戸駐在所（三八・上北地域の方）

TEL 017-734-9479

TEL 017-777-3512

TEL 0178-29-2114